

家事審判申立書

令和6年2月14日

仙台家庭裁判所 御中

申立人ら手続代理人	弁護士	太	田	伸	二	
同	弁護士	佐	藤	由	紀	子
同	弁護士	須	田	晶	子	
同	弁護士	小	島		智	
同	弁護士	飛	澤	聡	美	
同	弁護士	宇	部	雄	介	
同	弁護士	小	山		悠	
同	弁護士	細	矢	智	史	
同	弁護士	相	崎		豪	
同	弁護士	岩	倉	匠	未	
同	弁護士	山	下		将	

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

わたしたちはもう待てないー同性婚を求める仙台家事審判事件

貼用印紙額 800円

目 次

第 1	本件の概要	6
第 2	概念の整理	6
1	法律上の性別	6
2	性的指向	6
3	性自認	7
第 3	申立人らについて	7
1	申立人小瀆	7
6	申立てに至った経緯等について	8
(1)	同性婚が認められていないことによる不利益や、同性婚が認められていないこと自体による苦痛など	8
(2)	同性婚を認める立法を待つ時間的余裕がなく、緊急性があること	9
(3)	同性婚への思い	10
7	小括	10
第 4	仙台市太白区長による婚姻届の不受理処分	11
1	婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定	11
2	本件不受理処分	11
3	小括	11
第 5	婚姻の自由の侵害（憲法 13 条、24 条 1 項違反）	11
1	婚姻の自由の保障	11
2	婚姻の自由が同性カップルにも等しく及ぶこと	13
3	本件解釈及び本件解釈に基づく婚姻届の不受理処分は婚姻の自由を侵害し違憲であること	16
(1)	厳格な違憲審査基準が適用されるべきこと	16
(2)	婚姻の自由に対する重大な制約であり、同性カップル及び同性愛者等の尊厳を深く傷つけていること	16

(3)	制約を正当化するような目的が一切見出せないこと	18
(4)	小括	19
第6	憲法24条2項違反	19
1	憲法24条2項の趣旨	19
2	本件解釈が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に反すること	20
第7	平等原則（憲法14条1項）違反	20
1	総論	20
2	「性別」及び性的指向に基づく別異の取扱いであること	20
(1)	「性別」に基づく別異の取扱いであること	20
(2)	性的指向に基づく別異の取扱いであること	21
(3)	小括	22
3	本件解釈により侵害される権利・利益の重大性	22
(1)	婚姻の自由の侵害	22
(2)	法的・経済的利益を享受できないこと	22
(3)	心理的・社会的利益を享受できないこと	23
4	厳格な違憲審査基準が適用されるべきこと	24
5	別異の取扱いを正当化するような目的が一切見出せないこと	24
6	小括	24
第8	同性婚を巡る社会情勢の変化、学説の状況等	25
1	同性婚に関する意識調査	25
2	各政党の動き	25
3	LGBT理解増進法	25
4	各省庁の動き	26
(1)	厚生労働省	26
(2)	文部科学省	26
(3)	法務省	26

5	同性婚をめぐる諸判決	27
(1)	札幌地裁判決（札幌地判令和3年3月17日）	27
(2)	大阪地裁判決（大阪地判令和4年6月20日）	27
(3)	東京地裁判決（東京地判令和4年11月30日）	27
(4)	名古屋地裁判決（名古屋地判令和5年5月30日）	27
(5)	福岡地裁判決（福岡地判令和5年6月8日）	28
6	地方自治体の施策等	28
7	その他の諸団体の提言・取組み等	29
(1)	民間企業等	29
(2)	大学	29
(3)	弁護士会の意見書等	29
(4)	日本学術会議	29
8	諸外国の動向	30
(1)	同性間の婚姻を可能とした国・地域が36か国にもものぼること	30
(2)	同性間の婚姻を認めないことが憲法違反との司法判断がなされている 国・地域が多数あること	33
(3)	国連や国際人権法の動向	34
9	学説の状況	34
第9	本件婚姻届が受理されるべきこと	36

申立ての趣旨

仙台市太白区長は、令和6年2月6日に申立人らがした婚姻届を受理せよとの審判を求める。

申立ての理由

第1 本件の概要

申立人らは、いずれも法律上の性別が男性であり、仙台市太白区内で共同生活を営む者である。申立人らは、法律婚をすることを希望して、令和6年2月6日に婚姻届を仙台市太白区役所に提出したが、男性同士を当事者とする婚姻届は不適法であることを理由に不受理とされた。

婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定には、婚姻当事者が異性同士でなければならないという規定は存在しない。

本申立ては、同性間の婚姻は認められないとする解釈又は同解釈に基づく婚姻届の不受理処分は違憲であり、婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定を、合憲的かつ合理的に解釈することにより本件婚姻届の受理が可能であることを理由に、仙台市太白区長に対して本件婚姻届の受理を求めるものである（戸籍法122条及び家事事件手続法226条4号、別表第一の百二十五）。

第2 概念の整理

1 法律上の性別

戸籍法は、出生の届出には、子の男女の別を記載しなければならないと定めている（戸籍法49条2項1号）ところ、これは、医学的な特徴をもとに決定される。このようにして決められた性別を、本申立書では、「法律上の性別」という。

2 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。性的指向には、恋愛・性愛が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛など、多種多様なかたちがあり、自分の意思で変えたり、選んだりできるものではないと考えられている。

なお、そもそも何をもって「異性」「同性」とするかという点については様々な見解があるが、本申立書では、便宜上、「異性」「異性愛」「異性愛者」等の「異性」とは、単に法律上の性別が異なる場合を指し、「同性」「同性愛」「同性愛者」等の「同性」とは、単に法律上の性別が同じである場合を指すものとする。

3 性自認

性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているか、どのような性のアイデンティティを自分の感覚として持っているかを示す概念をいう。性自認には、「男性」や「女性」だけでなく、「中間の性」や「どちらでもない」など、多種多様なかたちがあり、自分の意思で変えたり、選んだりできるものではないと考えられている。

第3 申立人らについて

1 申立人小濱

申立人小濱耕治（以下、「申立人小濱」という。）は、昭和37年（1962年）大阪府で生まれた。法律上の性別は男性であり、性自認は男性女性双方である。

高校卒業後、昭和57年（1982年）に東北大学に進んで以降仙台で暮らしている。申立人小濱は、東北大学の理学部卒業後、同大学院に進学し、地質学・古生物学を研究していた。自らの性的指向・性自認を受け入れることができたのは平成4年（1992年）頃であり、それを発端としてゲイサークルやHIV関連の活動に従事してきた。東北初のゲイサークル「E-betcha」の立ち上げメンバーであり、現在は「レインボー・アドボケイツ東北」「にじいろ CANVAS」の代表を務めるほか、LGBTQ+の枠にとらわれず精神障害や発達障害、生活困窮といった困難を抱えている人の相談支援等も幅広く行っている。

(中略)

6 申立てに至った経緯等について

(1) 同性婚が認められていないことによる不利益や、同性婚が認められていないこと自体による苦痛など

同性カップルが出会い、恋人として付き合い始め、その後同居し二人で生活を始めるに至るまでの間、その同性カップルにおいて「結婚式」や「入籍」など重要なライフイベントとなる出来事を経ることは、少ない。

同居後もそのような節目がなく、性自認や性的指向をカミングアウトしてカップルであると周囲に告げることなく二人の生活が始まる場合が多い。申立人Aと申立人小濱の場合も同様で、付き合いが始まってから同居するまでに「結婚式」や「入籍」などの節目となるイベントはなかった。結婚式を挙げるカップルも増えてはきたが、親族や友人、同僚、地域に対してカップルとして生活していることを認識される機会には、都度、必要に駆られてカミングアウトをしていくことになる。しかし、よく知らない間柄でなされる世間話などで、カミングアウトのリスクもあることから、共同生活をしている家族がいることを誤魔化す必要が頻繁に生じる。申立人らは、「誤魔化す」たびに自分の尊厳が傷つけられるのを感じてきた。

申立人Aは終戦前に生まれているが、当時の時代背景からすると、自らの性自認や性的指向についてカミングアウトすることは全くしない・できない状況であった。そのため、申立人Aに限らず、性自認や性的指向を表に出せずこれを隠して日々生活をしている人が数多くいた。自分自身が認識する人生や世界と、現実の人生や世界とを分けて考え、社会的な場面ではマジョリティであるかのように生きていかざるを得ず、プライベートな場面でのみ本来の自分に戻れる状況であり、長年これを強いられてきたのである。

申立人小濱は、大学院在学中からたびたび抑うつ状態に陥ることがあった。平成4年(1992年)から活動を始めた後も、抑うつ状態に陥って、仕事は続けるもののしばらく活動しない期間が度々あった。平成14年(2002年)から精神科通院を始め、双極性障害であると診断され、現在まで通院を続けほぼ寛解状態になっている。双極性障害は自死のリスクが10倍以上になる疾患であり、性的マイノリティの自死リスクも6倍であるとの調査がある。申立人Aも申立人小濱も何人か友人を亡くしている。

平成14年(2002年)に申立人小濱の父が仙台を訪れ、申立人小濱に対し、地元の大阪に帰って婿養子に行きたくないと話し、申立人小濱の就職先を探し、より安定して大阪での生活を始めるよう促してきた。申立人小濱は、未だ父にカミングアウトをしていなかったため言葉を濁すように断ったが、急な話でカミングアウトする心の準備もできておらず、仙台での申立人らの生活実態を説明し、十分幸せに生活できていることを話してきっぱりと断ることはできなかった。申立人小濱はそのような自分が歯がゆく悔しくて、その場で号泣してしまったこともあった。

(2) 同性婚を認める立法を待つ時間的余裕がなく、緊急性があること

申立人小濱は今年で62歳、申立人Aは79歳となる。

申立人Aは、近年、特に身体が弱ってきたことを自覚するようになり、自宅で無理をせずに過ごすことが多くなってきた。申立人小濱もそれを感じていて、申立人Aには積極的に病院受診をするよう勧めている。

特に健康面での不安は、昨今のコロナ禍でより強くなった。いつ感染し悪化するかもしれないという危機感は強く、ワクチン接種など感染予防には気を遣っている。同性カップルであると病院受診や入院等の場面で多くの制約が予想される。現実にも、申立人小濱の友人は、同性パートナーが重症の状況でも主治医から病状説明などが受けられない状況であった。現在申立人Aが受診している病院でどのような対応がなされるかを確認す

るには至っていないが、看取りの場に立ち会えるかどうか、死亡した場合にその後の手続きが滞りなく行えるか強い不安が残り、日々心配せざるを得ない状況である。

さらに、現在居住しているマンションは申立人Aの名義である。申立人Aが亡くなると、申立人小濱が住居を失うことにもなりかねない。

このように、申立人らには同性婚を認める立法を待つ余裕がなく、本申立ては速やかに認められる必要がある。

(3) 同性婚への思い

同性婚という選択肢がないことで、社会の承認が得られないと感じ、申立人Aは手に職をつけ、現実の世界・社会との間の障壁を回避しやすい生き方を選択することになった。申立人小濱はアイデンティティが拡散し、将来設計をすることが困難な状態になり、博士課程まで進んだ研究者の道を進むことができなくなった。社会のあり方とのギャップを感じて、真に自分らしく生きることを諦めてしまっていた。

申立人らは、二人での共同生活を重ねる中で、この当たり前に幸せな日常を、人生の最期まで守っていきたいと強く考えるようになった。さらに、申立人らは、若い人らに対し、希望をもって諦めず自分の人生を切り開いていって欲しいと考えており、それが可能な社会になることも強く望んでいる。

7 小括

申立人らにおいては、上記のとおり同性婚を認める立法を待っている時間的余裕はない。そのため、申立人らは、本申立てによる方法で、本件婚姻届の受理を求めるものである。

第4 仙台市太白区長による婚姻届の不受理処分

1 婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定

民法は婚姻届の受理要件として、婚姻成立の実質的要件（民法731条ないし736条）を満たしていること、民法739条2項やその他の法令の規定（戸籍法や戸籍法施行規則等）に違反していないことを定めており（民法740条）、民法及び戸籍法には、婚姻当事者が異性同士でなければならないという規定は明示的には存在しない（以下、婚姻の要件等を定めるこれらの規定を総称して「婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定」という。）。

しかし、現在の戸籍実務では、民法及び戸籍法が、婚姻をしたカップルを「夫婦」、その当事者を「夫」又は「妻」と呼称していることなどを理由に同性間の婚姻は認められないものという解釈（以下、このような解釈を「本件解釈」という。）の下で運用がなされている。

2 本件不受理処分

申立人らは、令和6年2月6日、仙台市太白区役所において、両名を当事者とする婚姻届（以下、「本件婚姻届」という。）を提出した（甲A1、甲A2）が、同月9日、仙台市太白区長は、男性同士を当事者とする婚姻届は不適法であるとの理由により、これを不受理とした（甲A3。以下、「本件不受理処分」という。）。

3 小括

以下、本件解釈ないし本件解釈に基づく本件不受理処分が違憲であること及び本件婚姻届が受理されるべきことについて詳述する。

第5 婚姻の自由の侵害（憲法13条、24条1項違反）

1 婚姻の自由の保障

(1) 婚姻とは、人と人が、その後の生活と人生を共にすべきパートナーを選択することであり、その本質は、両者が永続的な精神的及び肉体的結合

を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある（甲B1＝最大判昭和62年9月2日民集41巻6号1423頁等）。このような人類の営みは、単に国家が提供するサービスとしてではなく、前国家的、自然的に生じていたものである。

- (2) 婚姻の当事者は、上記のとおり真摯な意思をもって相互の関係を構築するとともに、そのような両者の関係が社会内で正当なものとして公証されることを通して、両者の「人格的で根源的な結び付きの喜び、精神的な充実感、相互の助け合いによる一種の運命共同体的な安心感や相互の心からの信頼関係の素晴らしさといった、掛け替えのない個人の尊厳にかかわる喜び」（甲B2＝千葉勝美『統治構造において司法権が果たすべき役割 第3部【第1回】同性婚認容判決と司法部の立ち位置—司法積極主義の足音は聞こえてくるのか？』（判例時報2506・2507合併号））を享受することができる。
- (3) このような意味において、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについて、自由かつ平等な意思決定をなし得ること（以下、このような意思決定をする自由を「婚姻の自由」という。）は、個人が尊厳をもってその人らしい人生を送り、その人にとっての幸福を追求する上で、必要不可欠である。
- (4) したがって、婚姻の自由は、個人の尊厳及び幸福追求権について定めた憲法13条によって保障されるものである。
- (5) そして、憲法24条1項が「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定したのは、上記のとおり、婚姻の自由が、個人の尊厳及び幸福追求にとって必要不可欠であることに鑑み、婚姻の自由を憲法上の権利として保障し、婚姻制度の中核（法律によっても侵すことのできない核心的部分）に位置付けることを宣言したものと見える。

(6) 以上の点については、夫婦同氏制の合憲性について判断した最大判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁(甲B3)が、憲法24条1項について、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される」とし、同じく夫婦同氏制の合憲性について判断した最大決令和3年6月23日集民266号1頁(甲B4。以下、「令和3年大法廷決定」という。)の三浦守裁判官意見が、「婚姻は、その後の生活と人生を共にすべき伴侶に関する選択であり、個人の幸福の追求について自ら行う意思決定の中で最も重要なものの一つである。婚姻が法制度を前提とするものであるにしても、憲法24条1項に係る上記の趣旨は、個人の尊厳に基礎を置き、当事者の自律的な意思決定に対する不合理な制約を許さないことを中核とするということが出来る」とし、令和3年大法廷決定宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官反対意見が、「憲法24条1項の規定は、憲法13条の権利の場合と同様に、かかる意思決定に対する不当な国家介入を禁ずる趣旨を含み、国家介入が不当か否かは公共の福祉による制約として正当とされるか否かにより決せられる」としていること等からも明らかである。

(7) 以上より、婚姻の自由は、憲法13条及び24条1項によって保障された、憲法上の権利である。

2 婚姻の自由が同性カップルにも等しく及ぶこと

(1) 以上に述べたように、個人の尊厳や幸福の追求と深く結びついている婚姻の自由の趣旨、性質に照らせば、婚姻の自由は、当然に、異性間、同性間の別を問わずに保障されるべきである。このような考え方の対極に、憲法24条1項が「両性」や「夫婦」という文言を用いていることを根拠として憲法は同性カップルに婚姻の自由を保障していないとの考え方が存

在する。このような表面的な文言に捉われて本質を見失った考え方が誤りであり、婚姻の自由が同性カップルにも等しく及ぶことを以下論証する。

- (2) 憲法は、第13条において個人の尊厳・幸福追求の権利の尊重の理念を、第14条において法の下での平等の理念を掲げている。第13条と第14条が定める憲法の基本理念は、人権規定の一つである憲法24条を解釈する際の指針とすべきことは言うまでもない。別の言い方をすれば、憲法24条は、憲法13条と14条に整合するように解釈されなければならないのである。
- (3) すなわち、憲法は、個人の尊厳を究極的な価値とする原理の体系であり、憲法の各条項は、個人の尊厳を出発点として、ひとりひとりが「個人として尊重」（憲法13条前段）されるために不可欠と判断されたが故に、法律でも破れない権利・規範として規定されたのである（甲B5＝高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第5版）』146頁参照）。したがって、憲法の、とりわけ人権規定の解釈においては、当該条項が個人の尊厳の原理といかなる関係に立ち、人が個人として尊重されるためになぜ憲法上の権利とされるに至ったのかを十分に踏まえる必要があり、憲法の条文中の文言も、その条文の趣旨を伝達するためにある以上、文言の持つ意味は、憲法がその条項に全体として何を託し、その中で当該文言にどのような役割を託しているのかを十分に吟味する必要がある。
- (4) 上記1で述べたように、婚姻の本質は、両者が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにあり、前国家的、自然発生的なものであって、婚姻の自由は、個人の尊厳及び幸福追求にとって必要不可欠であるがゆえに憲法13条によって保障されるものである。
- (5) 以上のように婚姻の自由は憲法13条が保障している個人の尊厳や幸福追求にとって重要かつ必要不可欠であることに加え、憲法14条が定め

る法の下での平等の理念に照らして、「両性」や「夫婦」という文言を含む憲法24条を検討すべきということになる。憲法24条は、同条1項及び2項を通じて、明治憲法下で「家」制度が中核とされ、家族の構成員各個人の基本的人権が蔑ろにされていた状態から脱却し、家族生活に関して、個人の尊厳及び両性の本質的平等の理念に基づく基本原則を採用することを宣言したものである。他方、同条1項において「両性」や「夫婦」という文言が用いられているのは、憲法制定当時、単に、同性間の婚姻というものが念頭に無かったというだけのことであって、これらの文言が、憲法上の「婚姻」の定義として、異性婚であることを積極的に要請したものと解されない。それにもかかわらず、これらの文言があることによって、上記の通り、婚姻の自由の保障は同性間には及ばないと解される結果を招いているところ、このような状態は、今日、我が国はもとより世界各国において広がりを見せている同性婚に対する理解・評価（後記第8参照）とはそぐわないものである。したがって、「両性」や「夫婦」といった文言にとらわれることなく、上記婚姻の本質や婚姻の自由の保障根拠、憲法24条の趣旨等に照らした解釈が要請されるというべきである。

- (6) 具体的には、同条1項の「両性の合意」は「当事者の合意」、「夫婦が同等の権利を有すること」は「当事者双方が同等の権利を有すること」等と読み換えても、婚姻の自由の保障や同項の趣旨を害するものではなく、むしろ、婚姻の本質や婚姻の自由が保障される趣旨、憲法24条の趣旨に照らせば、本質的にそのような意味が含まれるものとして解釈すべきである（以上について、甲B2参照）。
- (7) すなわち、同性カップルは、婚姻の本質（永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むこと）を伴った関係を構築することができるという点において、異性カップルと何ら異なるところがない（実態としても、累計的に膨大な数の同性カップルがそのような

関係を構築してきたにもかかわらず、異性カップルのように両者の関係が正当なものとして公証されてこなかった) のであるから、婚姻の自由が保障される趣旨も当然に妥当し、異性カップルと同様に保護すべきである。

(8) 以上より、同性カップルをあえて婚姻の自由の保護対象から排除すべき理由はなく、婚姻の自由は、同性カップルに対しても等しく及ぶというべきである。

3 本件解釈及び本件解釈に基づく婚姻届の不受理処分は婚姻の自由を侵害し違憲であること

(1) 厳格な違憲審査基準が適用されるべきこと

既に述べた通り、婚姻の自由が、個人の尊厳及び幸福追求にとって必要不可欠なものであり、「個人の幸福の追求について自ら行う意思決定の中で最も重要なものの一つ」(令和3年大法廷決定(甲B4)三浦守裁判官意見)であることを踏まえれば、婚姻の自由に対する制約は、原則として許されず、やむにやまれぬ目的のための必要最小限度の制約といえるような、極めて限定的な場合にのみ、その合憲性が認められるというべきである。

(2) 婚姻の自由に対する重大な制約であり、同性カップル及び同性愛者等の尊厳を深く傷つけていること

ア 同性間の婚姻は認められないものとする本件解釈及び本件解釈に基づく婚姻届の不受理処分は、それによって、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかの意思決定を抑圧されるものであって、法律婚を望む同性カップルの婚姻の自由を直接制約する。

今後、同性間の婚姻を認める立法が実現せず、かつ、本件解釈が存する限り、同性カップルは、いくら望んでも、例外なく永続的に、婚姻をすることが認められない状況下に置かれることとなる。

たとえ、ある同性カップルが、自己の性的指向を踏まえた恋愛、性愛に従って、婚姻の本質(永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真

摯な意思をもって共同生活を営むこと)を伴った事実状態にあったとしても、その関係が正当なものとして公証されるのでなければ、婚姻の自由の趣旨が充足されるものではない。

したがって、本件解釈及び本件解釈に基づく婚姻届の不受理処分は、法律婚を望む同性カップルの婚姻の自由を極めて強く制約するものである。

イ そして、婚姻が認められないことにより同性カップルが受ける不利益は、上記アで述べたことや、婚姻に伴う種々の具体的権利・利益を享受できないというにとどまらない。

婚姻制度は国民の意識に幅広く浸透し、誰もが関わりうる人生の重要事として意識されており、また、ある2人が法的な夫婦であるという関係性は、社会生活上当然のように周囲から承認され、尊重されている。

そのため、婚姻制度のあり方は、直接間接に人々の意識に大きな影響を与えている。したがって、明文規定を欠きながら婚姻を異性カップルに限定する本件解釈は、国又は公共団体が、同性カップルや同性愛者及び両性愛者等（以下、同性愛者及び両性愛者等、一般に「異性愛者でない」とされる者を総称して「同性愛者等」という。）に対する差別的メッセージを発信しているに等しく、同性カップルや同性愛者等に対する差別意識や偏見を根付かせ、助長し、その是正を妨げている。

また、性的指向において、異性愛だけが正常であり、異性愛以外のは異常であるという、いわゆる「異性愛規範」、「異性愛中心主義」を生み出し、それらを追認し続ける素地にもなっている。

最高裁は、嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1とする民法900条4号ただし書の規定の違憲性が争われた事案の決定（甲B6＝最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁）において、「本件規定の存在自体がその出生時から嫡出でない子に対する差別意識を生じさ

せかねないこと」も考慮要素として、同規定を違憲とする判断を導いている。かかる最高裁決定は、制度のあり方自体が社会にある差別意識や偏見を根付かせ、追認し続ける素地となる側面がありうることを指摘したものである。

どのような相手に恋愛感情を抱くか、性的魅力を感じるか、どのような相手と性愛に基づく親密な関係を築くかといったことは、その人の人格の本質や、その人らしい人生、その人らしい幸福追求をなすことと切っても切れない事柄である。制度から排除され、その相手が同性であることを異常視される社会においては、同性愛者等は、自分の存在や自分の人生が異性愛者と同じように周囲から承認されることはないという諦めや無力感、差別され排除されることへの不安や恐怖心を、日常的に抱かされることにもなる。

国又は地方公共団体が差別的メッセージを発生させる場合、その影響力の大きさから、これによる被差別感、他の主体によるものに比して、遙かに深刻である。

このように、同性カップルの婚姻が認められていないことは、同性愛者等に対する差別的観念が社会的に受容され助長され続ける素地を作る要因となっており、そのことを通じて、今このときにも、同性カップル及び同性愛者等の尊厳を深く傷つけ続けている。

ウ 以上の通り、同性間の婚姻を認めない本件解釈及び本件解釈に基づく婚姻届の不受理処分は、申立人らの婚姻の自由を極めて強く制約するものであり、かつ、同性カップル及び同性愛者等の尊厳を深く傷つけるものである。

(3) 制約を正当化するような目的が一切見出せないこと

以上に述べた通り、本件解釈が婚姻の自由に対する重大な制約であり、同性カップル及び同性愛者等の尊厳を深く傷つけている一方で、そのよう

な状態を正当化するような目的は一切見出すことができない。結局のところ、本件解釈は、「婚姻は男女間であるもの」「同性愛は許されないもの」といった固定観念から導かれていたものにすぎず、それによって上記の通り重大な制約及び不利益が生じていることは、可視化されてこなかった、あるいは無視され続けてきたのである。

ある重要な目的のために憲法上の権利が制約され、当該目的との関係で制約が正当化できるかについて緻密かつ綿密な検討を要する事例は多数存在するが、本件は、個人の尊厳及び幸福追求にとって必要不可欠な権利に対する重大な制約であるにもかかわらず、そもそも制約を正当化し得る目的を見出すことすらできないのであって、制約が正当化される余地はなく、事態は極めて深刻である。

(4) 小括

以上より、本件解釈ないし本件解釈に基づく本件不受理処分は、婚姻の自由を不当に制約するものであって、憲法13条及び24条1項に反し違憲である。

第6 憲法24条2項違反

1 憲法24条2項の趣旨

憲法24条2項は、「配偶者の選択」に関し、法律は、「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と定め、個人の尊厳と両性の本質的平等を法制度が立脚すべき基盤とし、立法や法解釈の限界を画している。

そうすると、当然、法制度を具体化する法律を解釈する際にも、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請が妥当し、これらの要請に反する解釈は憲法24条2項に反するというべきである。

2 本件解釈が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に反すること

本件解釈は、既に述べた通り、同性カップルの婚姻の自由を侵害し、同性カップル及び同性愛者等の尊厳を深く傷つけるものであり、他方で、後述の通り、性別及び性的指向に基づいて差別的な取り扱いをするものであるから、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に反することは明らかである。

よって、本件解釈ないし本件解釈に基づく本件不受理処分は憲法24条2項に反し違憲である。

第7 平等原則（憲法14条1項）違反

1 総論

憲法14条1項は、法の下での平等を定めたものであって、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的取扱いを禁止する趣旨のものである（甲B7＝最大判昭和39年5月27日民集18巻4号676頁等）。

以下に述べる通り、法律上の性別が異なる者同士には婚姻を認め、申立人らのように法律上の性別が同じ者同士には婚姻を認めないという本件解釈による別異の取扱いは、性別及び性的指向に基づくものであるところ、このような別異の取扱いについて、事柄の性質に応じた合理的な根拠は存在せず、憲法14条1項が禁止する差別的な取り扱いに該当する。

2 「性別」及び性的指向に基づく別異の取扱いであること

(1) 「性別」に基づく別異の取扱いであること

人の性のあり方は多様である。

人が恋愛・性愛の対象とする相手は、異性である場合もあれば同性である場合もあるし、異性・同性の双方である場合もあり、同性カップルはごく普通に存在する。また、当人らが「自分たちは異性カップルだ」と認識していても、カップルの一方が、法律上の性別と性自認とが異なる者の場

合（例えば、法律上の性別は女性であるが性自認は男性である者と、法律上の性別も性自認も女性である者が交際している場合）、法律上は同性カップルとなる。

しかしながら、本件解釈のもとでは、婚姻障害事由（民法731条ないし736条）のない2人の者が婚姻を希望している場合、その2人の法律上の性別が異なれば婚姻できるのに対し、その2人の法律上の性別が同じであると、婚姻できない。

申立人らのように法律上の性別が同じ2人の場合には、法律上の性別が同じという、ただその一点のみにより婚姻ができないのであり、これは、「性別」（憲法14条1項後段）に基づく別異の取扱いに他ならない（以下、括弧付きで「性別」と記す場合、憲法14条1項後段にいう「性別」を指すものとする）。

(2) 性的指向に基づく別異の取扱いであること

性的指向が異性に向く場合（前記第2の2で述べた通り、何をもって「異性」というかについては様々な見解があるが、ここでは、単に法律上の性別が異なる場合を指す。）には、婚姻したいと思う相手の法律上の性別は自分と異なることがほとんどであるため、本件解釈の存在によって婚姻できないということはない。

一方、性的指向が同性に向く場合（前記第2の2で述べた通り、何をもって「同性」というかについては様々な見解があるが、ここでは、単に法律上の性別が同じである場合を指す。）には、婚姻したいと思う相手の法律上の性別は自分と同じことがほとんどであるため、本件解釈のもとでは、婚姻したい相手と婚姻することができない。

このように、本件解釈は、性的指向が異性に向く者に対しては自らが婚姻をしたい者と婚姻できる制度を用意する一方で、性的指向が同性に向く

者に対しては自らが婚姻をしたい者と婚姻できる制度を用意しないものであり、これは、性的指向に基づく別異の取扱いである。

(3) 小括

このように、本件解釈による別異の取扱いは、「性別」（憲法14条1項後段）及び性的指向に基づくものである。

「性別」に基づく別異の取扱いが憲法上許されないことはいうまでもないが、性的指向に基づく別異の取扱いも、自分の意思によっては変えることのできない事項に基づくものである以上、同様に考えるべきである。

よって、本件解釈による別異の取扱いは、原則として不合理なものとして許されないと考えるべきである。

3 本件解釈により侵害される権利・利益の重大性

(1) 婚姻の自由の侵害

本件解釈が同性カップルの婚姻の自由を侵害するものであることは、前記第5で既に述べた通りである。

(2) 法的・経済的利益を享受できないこと

婚姻が当事者に与える法的・経済的利益としては、夫婦相互の扶養の権利、夫婦財産上の権利、配偶者相続権、離婚給付の権利、社会保障法上の各種の受給権（例えば遺族厚生年金等）、税法上の特典（例えば、所得税・住民税の配偶者控除等）など、婚姻身分に伴う各種の財産上の利益が挙げられる。

このほかにも、子の養育に関する共同親権（同性カップルの場合にも、例えば、異性との間で子をもうけた後にその異性と関係を解消し、その後同性のパートナーと関係を築いた場合など、同性カップルの一方または両方が子を養育しているという状況があり得る。）や、日本人と外国人のカップルの場合の在留資格（「日本人の配偶者等」の資格）の取得など、婚姻を前提としている法的利益は数限りない。

しかし、婚姻ができない同性カップルは、これらの権利・利益を享受することができない。

また、現に婚姻をしている者は、性別の取扱いの変更の審判を受けることが許されないため（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項2号）、現に婚姻をしている者が性別の取扱いの変更の審判を望む場合、婚姻の解消を余儀なくされる不利益を被ることになる。

(3) 心理的・社会的利益を享受できないこと

婚姻の心理的・社会的利益としては、夫婦の人間関係の安定、情緒的満足、社会生活上の地位の強化などが挙げられる。

日本においては、再婚禁止期間違憲最高裁大法廷判決（甲B8＝最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁）が「国民の中にはなお法律婚を尊重する意識が幅広く浸透して」と述べており、法律婚こそが社会的に尊重され、承認を受けるべき関係性であると考えられる傾向が強い。

しかし、同性カップルは日本において法律婚をすることができず、これに伴う社会的承認を得ることができない。そのため、同性カップルは、カップルとして尊重され安定した関係性を築くことが難しくなっており、婚姻が持つ心理的・社会的利益を享受できていない。

そのほか、公営住宅については、条例で「同居または同居予定の親族」の存在が入居条件とされ、その親族に同性パートナーを含むという取扱いをしている自治体は限られている、民間住宅においても同性カップルに住宅を賃貸することに消極的であることが多い、同性パートナーが入院している際、パートナーが面会を求めたり、医師に病状の説明を求めたりしても、医療機関は、法的な親族ではないという理由で面会や病状説明を拒否したりスムーズに認めなかったりする場合がある、手術などの医療行為への同意権がない、住宅購入時に共同名義でのローンが認められない、保険

受取人に指定することがまだまだ難しいなど、「配偶者」と同等の扱いが得られないために、同性カップルは、日常生活上、様々な事実上の不利益に直面している。

これらの不利益は、法律婚が認められていないことと表裏一体のものである。

4 厳格な違憲審査基準が適用されるべきこと

本件解釈による別異の取扱いが「性別」及び性的指向に基づくものであることと、それによって侵害される権利・利益（婚姻の自由の侵害、婚姻に伴う種々の法的・経済的利益、社会生活上の利益などが享受できないこと等）の重大さを併せ考慮すれば、本件解釈による別異の取扱いは、原則として不合理なものとして許されず、やむにやまれぬ目的のための必要最小限度の区別といえるような極めて限定的な場合に限って合憲性が認められるというべきである。

5 別異の取扱いを正当化するような目的が一切見出せないこと

このように、原則として区別自体が許されないような重要な事項に基づき、重大な不利益を課す別異の取扱いであるにもかかわらず、そもそもこのような取扱いを正当化し得るような目的が一切見出せないことは、前記第5の3(3)で述べたのと同様である。

6 小括

以上より、本件解釈による別異の取扱いについて、事柄の性質に応じた合理的な根拠は存在せず、本件解釈による別異の取扱いは、憲法14条1項に反し違憲である。

第8 同性婚を巡る社会情勢の変化、学説の状況等

今日、同性婚に対する理解は、我が国のみならず世界各国において急速に広まっており、本件解釈はもはやそのような状態には到底そぐわないものとなっている。

以下、国内外における社会情勢の変化や学説の状況等について述べる。

1 同性婚に関する意識調査

報道機関を中心に、同性婚に関するアンケートが毎年実施されている。詳細は追って主張するが、賛成派多数で、年々賛成者が増加している。

2 各政党の動き

立憲民主党が、令和5年3月6日、同性婚を法制化する「婚姻平等法案」（正式名称：民法の一部を改正する法律案）を衆議院に提出している（甲B9）。

また、令和4年に実施された参議院選挙において、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党が、同性婚の実現を公約に掲げている。また、公明党も同性婚についての必要な法整備に取り組むとしている（甲B10）。

3 LGBT理解増進法

令和5年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が成立した。同法3条は、性の多様性に関して、国、地方公共団体、事業主、学校設置者が行なう施策が、全ての国民は「その性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との理念と「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならない」との認識のもとになされるべきことを定めている（甲B11）

4 各省庁の動き

(1) 厚生労働省

厚生労働省は、性的マイノリティに関する理解増進に向けた主な取組として、性別適合手術についての保険適用、職場での理解増進に向けた労働者や事業主への普及啓発、職場でのトラブルが生じた場合における総合労働相談コーナーでの相談の受付、生きづらさを感じている方への生活上の悩みも含めた電話相談窓口の設置（よりそいホットライン）、保険者の判断により被保険者証の性別や氏名の表記方法を工夫して差し支えないことの通知などを行っている（甲B12）。

(2) 文部科学省

文部科学省は、性的マイノリティに関する施策として、令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、性的マイノリティに関する課題と対応について新たに追記したほか、教職員向けの研修動画の配信、教職員向け理解啓発パンフレットの作成・周知、教育委員会等への通知の発出などを行っている。

また、各教育委員会に対し、LGBT理解増進法（上記3参照）の公布を通知している（甲B13）。

(3) 法務省

法務省の人権擁護機関では、「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、啓発冊子の配布や性的マイノリティをテーマとした啓発動画の配信など、各種人権啓発活動を実施している。

また、令和5年3月には、企業・団体における取組を促進するとともに、社会全体の理解の増進に資するよう、性的マイノリティの方々に配慮した企業・団体の取組事例を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設している。

さらに、最寄りの法務局等において人権相談に応じている（甲B14）。

5 同性婚をめぐる諸判決

全国各地で、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法 13 条・14 条 1 項・24 条に違反するとの訴訟が提起され、5 件の訴訟の内 4 件で違憲ないしは違憲状態であるとの判決がなされている。

(1) 札幌地裁判決（札幌地判令和 3 年 3 月 17 日）

札幌地裁は、同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、裁量権の範囲を超えたもので、憲法 14 条 1 項に違反すると判断している（甲 B 15）。

(2) 大阪地裁判決（大阪地判令和 4 年 6 月 20 日）

大阪地裁は、結論として合憲と判断してはいるが、個人の尊厳の観点から、同性カップルに対しても、公的承認を受け公証されることにより社会の中でカップルとして公に認知されて共同生活を営むことができることについての利益（公益に係る利益）を実現する必要がある旨判断している（甲 B 16）。

(3) 東京地裁判決（東京地判令和 4 年 11 月 30 日）

東京地裁は、同性愛者に、家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けるための制度が設けられていないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法 24 条 2 項に違反する状態にあると判断している（甲 B 17）。

(4) 名古屋地裁判決（名古屋地判令和 5 年 5 月 30 日）

名古屋地裁は、同性カップルに対しては、その関係を国の制度として公証することなく、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないことは、国会の立法裁量の範囲を超えるものと

みざるを得ず、その限度で、憲法 24 条 2 項、14 条 1 項に違反すると判断している（甲 B 18）。

(5) 福岡地裁判決（福岡地判令和 5 年 6 月 8 日）

福岡地裁は、同性カップルに婚姻制度によって得られる利益を一切認めず、自分が選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本諸規定は、憲法 24 条 2 項に違反する状態であると判断している（甲 B 19）。

6 地方自治体の施策等

複数の地方公共団体において、性的指向の尊重又は差別の禁止を掲げる条例等が制定され、平成 27 年東京都渋谷区において、パートナーシップ証明制度が創設された。そして地方公共団体においては、近年、パートナーシップ制度が飛躍的に拡大している。この制度は、地方公共団体によって違いはあるものの、一般に、婚姻していない二人が生活上のパートナーである旨の宣誓の届出を受理して証明すること等を内容とする制度である。

平成 27 年、東京都渋谷区及び世田谷区がこれを始めた後、他の地方公共団体にも広がり、令和 5 年 6 月 28 日時点において、320 を超える地方公共団体がこれを設け、これらがカバーする人口は、我が国の総人口の 70% を超えている（甲 B 20）。

東北では、青森県（令和 4 年 2 月 7 日施行）、秋田県（令和 4 年 4 月 1 日施行）、山形県（令和 6 年 1 月 6 日施行）、秋田市（令和 5 年 4 月 1 日施行）、酒田市（令和 5 年 4 月 1 日施行）、盛岡市（令和 5 年 5 月 1 日施行）、宮古市（令和 5 年 9 月 28 日施行）、一関市（令和 4 年 12 月 23 日施行）、矢巾町（令和 5 年 10 月 2 日施行）、伊達市（令和 6 年 1 月 4 日施行）がすでにパートナーシップ制度を導入しており、仙台市は令和 6 年度中の導入を決めている（甲 B 21）。

最近では、パートナーシップ制度と併せて、子や親を含め、ファミリーシップ制度を設ける地方公共団体も増加している。

7 その他の諸団体の提言・取組み等

(1) 民間企業等

一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）は平成29年5月16日「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」という提言を發表し、性的少数者の理解促進、差別解消を呼びかけた（甲B22）ほか、多数の民間企業において、企業における福利厚生について同性カップル及びその子に関して拡大を図る取組がなされている。

(2) 大学

早稲田大学が性的指向・性自認などにかかわらず尊厳と多様な価値観や生き方を尊重されるべきとしてダイバーシティの尊重・推進を宣言したほか（甲B23）、お茶の水女子大などの女子大学においてトランスジェンダー学生の受け入れを行なっている。宮城県内では宮城学院女子大学が「共生のための多様性宣言」のもと、ガイドラインを制定しトランスジェンダー学生の受け入れを行なっている（甲B24）。

(3) 弁護士会の意見書等

令和元年7月には、日本弁護士連合会が法務大臣、内閣総理大臣及び衆参議院議長に対し、同性婚を認めるための関係法令の改正を速やかに行うべきであるとの提言を行なったほか（甲B25）、令和3年以降、複数の弁護士会が、同性間の婚姻を認める立法を直ちに整備するよう求める会長声明を發表しており、東北弁護士会連合会、仙台弁護士会も同様の声明を發表している（甲B26、甲B27）。

(4) 日本学術会議

日本学術会議法学委員会は、平成29年9月、我が国における顕著な家族の多様化と欧米諸国の動向に照らせば、婚姻の性中立化は必須であり、そのための民法改正が求められる旨の提言を發表した（甲B28）。

8 諸外国の動向

(1) 同性間の婚姻を可能とした国・地域が36か国にものぼること

2000（平成12）年、オランダで、世界で初めて、法律上の性別が同じ者との婚姻を可能とする立法措置がとられて以降、2024（令和6）年1月1日時点で同性同士の婚姻が可能となっているのは、以下の表に記載した国・地域である（甲B29）。同性婚を可能とする国・地域は、2024（令和6）年1月1日時点で、36か国に及んでいる。このように、世界各国、とりわけ欧米諸国では、法律上の同性カップルに法律上の異性カップルと同様の婚姻を認める国が増加し、相当数に及んでいる。

2023（令和5）年時点で、世界人口に占める同性婚を認める国・地域の割合は17パーセントであり、世界のGDPに占める同性婚を認める国・地域の割合は52パーセントである（甲B29）。

	国名	法律施行日
1	オランダ	2001年4月1日
2	ベルギー	2003年6月1日
3	スペイン	2005年7月3日
4	カナダ	2005年7月20日
5	南アフリカ	2006年11月30日
6	ノルウェー	2009年1月1日
7	スウェーデン	2009年5月1日

8	ポルトガル	2010年6月5日
9	アイスランド	2010年6月27日
10	アルゼンチン	2010年7月22日
11	デンマーク	2012年6月15日
12	ブラジル	2013年5月16日
13	フランス	2013年5月18日
14	ウルグアイ	2013年8月5日
15	ニュージーランド	2013年8月19日
16	英国	2014年3月29日 ※2014年3月にイングランドとウェールズにおいて、 2014年12月にスコットランドにおいて、2020年1月に北アイルランドにおいてそれぞれ同性婚が認められた
17	ルクセンブルク	2015年1月1日
18	メキシコ	2015年6月22日

		※最高裁判決が、それぞれの州に同性婚を法制化する必要があると述べた年月日。その後2022年10月にメキシコの32州のすべてで同性婚法案が採択された(甲B30)。
19	米国	2015年6月26日
20	アイルランド	2015年11月16日
21	コロンビア	2016年4月28日
22	フィンランド	2017年3月1日
23	マルタ	2017年9月1日
24	ドイツ	2017年10月1日
25	オーストラリア	2017年12月9日
26	オーストリア	2019年1月1日
27	台湾	2019年5月24日
28	エクアドル	2019年6月12日
29	コスタリカ	2020年5月26日

30	チリ	2022年3月10日
31	スイス	2022年7月1日
32	スロヴェニア	2022年7月8日
33	キューバ	2022年9月27日
34	アンドラ	2023年2月17日
35	ネパール	2023年6月28日
36	エストニア	2024年1月1日

(2) 同性間の婚姻を認めないことが憲法違反との司法判断がなされている
国・地域が多数あること

法律上の性別が同じ者同士の婚姻が可能となる過程は、各国や地域で様々であるが、司法機関において同性婚を認めないことは憲法違反であると判断されたことにより法律上の性別が同じ者同士の婚姻が可能になった国・地域として、カナダ（甲B31）、南アフリカ（甲B31）、アメリカ（甲B31、甲B32）、コロンビア（甲B33）、台湾（甲B31）、コスタリカ（甲B34）、エクアドル（甲B34）、スロベニア（甲B34）がある。

アメリカでは、2015年6月26日、法律上同性の者との婚姻を禁止する州法のあるミシガン、ケンタッキー、オハイオ及びテネシー各州の原告らが、各州法を違憲として法律上同性の者との婚姻を法的に認めるよう求めた訴えに対し、アメリカ連邦最高裁は、同性間の結婚を禁止する州法を違憲とする判断を示し、全州において法律上の同性カップルの結婚が法

的に認められるようになった。アメリカ連邦最高裁は、違憲の理由として、①婚姻についての自己決定権は個人の自律の概念に本質的に内在するものであること、②婚姻する権利が基本的な権利であること、③法律上同性の者との婚姻を認めることが法律上の同性カップルの子どもへの保護にもつながること、④結婚が社会秩序の要であること等を挙げ、法律上の異性カップルと同様に法律上の同性カップルにも婚姻をする権利が認められると判断した（甲 B 3 2）。

(3) 国連や国際人権法の動向

国連自由権規約人権委員会は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（「自由権規約」）の実施状況に関する第 7 回日本政府報告書に対して、2022（令和 4）年 10 月 13 日及び同月 14 日に行われた審査を踏まえ、同年 11 月 3 日に総括所見を公表した（甲 B 3 5、甲 B 3 6）。同総括所見は、包括的な反差別法がないことへの引き続きの懸念が表明し、その差別事由として性的指向、性自認も明示的に含められた。また、同総括所見は、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、およびトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍の性別変更、法律的な結婚へのアクセス、および矯正施設での処遇において、差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第 2 条および第 26 条）」と述べ、締結国が行うべきこととして、「(b)同性カップルが公営住宅へのアクセスや同性婚を含め、規約に規定されたすべての権利を締約国の領域のすべてで享受できるようにする。」（甲 B 3 5、甲 B 3 6）ことを指摘している。

9 学説の状況

近時は同性婚を認めていない民法及び戸籍法の諸規定は違憲であるとする学説が有力に主張されている。例えば、基本書・体系書レベルにおいては、渋谷秀樹教授は、『憲法〔第 3 版〕』（有斐閣、2017 年）413 頁（甲 B 3 7）において、「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解する

ことは憲法の文言上困難である」としていたが、「憲法理論からみた同性婚の省察」112頁（甲B38）では、上記の『憲法〔第3版〕』における記述は誤りであったとし、「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」と改説することを明言している。また、松井茂記教授は、『日本国憲法〔第4版〕』（有斐閣、2022年）476頁（甲B39）において、憲法24条が性的自己決定権を保障しているとした上で、「性的自己決定権を保障している以上、その性的指向もまた個人の自由であり、異性としか婚姻できないとして同性婚を否定すべき理由に乏しい。明らかにこれは憲法24条に反するといわざるをえまい」とする。さらに安西文雄教授は、『憲法学読本〔第3版〕』（有斐閣、2018年）118頁（甲B40）において、憲法24条は、「同性間婚姻を禁止する趣旨まで含むものではなかろう。そうだとすれば、憲法13条を根拠として、同性間婚姻を認めることが可能となる」とする。

さらに、学術論文レベルにおいても、同性婚を認めていない民法及び戸籍法の諸規定を違憲であるとする見解が有力に主張されている。その一例をみると、大野友也教授は2009年の時点で、「同性婚と平等保護」（甲B41）において、アメリカの学説を参照しながら、同性婚の禁止は、憲法14条1項の禁止する性差別に当たると主張していた。また、巻美矢紀教授は、2023年の論文「救済を視野に入れた憲法上の実体的な権利の構成——同性婚訴訟を手掛かりとして」（甲B42）において、憲法24条は、法律婚の権利を保護しており、法律婚を含む結婚の権利は、相手方の同意を前提とした「生活と人生を共にすべき伴侶に関する選択」として人格の発展に重要なものであって、配偶者の選択の自由は結婚の権利の中核部分をなすものであるから、異性婚しか認めない現行法の解釈・運用は、結婚の権利の中核に対する直接的制約である上、同性愛者に婚姻制度へのアクセスを永久に制限するものであることからすれば、厳格な審査が求められるとし、結婚と生殖とが切り離

されたならば、緩やかな審査基準ですらクリアすることはできず違憲であると論じている。また同論文は、民法を憲法適合的に解釈すれば同性婚の成立は認められるとする。

第9 本件婚姻届が受理されるべきこと

本件不受理処分は、男性同士を当事者とする婚姻届は不適法であることを理由としているところ、当該理由は、本件解釈を前提とするものである。しかし、これまでに述べてきたとおり、本件解釈は、婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定を違憲的に解釈するものであって許されない。そうすると、本件不受理処分は理由を欠く違法な処分というべきである。他方、本件解釈によることなく、婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定を合憲的かつ合理的に解釈すれば本件婚姻届を受理することは可能であるから、仙台市太白区長に本件不受理処分をそのままにしておく裁量の余地はなく、本件婚姻届についても、婚姻届不受理処分が違法である場合の一般の審判と同様、届出の日付での受理を命ずる審判をすべきである。

なお、婚姻届の受理による婚姻の成立とその後の戸籍の記載等の取扱いは、概念的に区別し得るから、同性間の婚姻を前提とする制度が整っていないことを理由に婚姻届の受理それ自体が妨げられるべきではない（令和3年大法廷決定（甲B4）宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官反対意見参照）。

したがって、本件婚姻届は受理されるべきである。

以上

(別紙)

当事者目録

(中略)

(送達場所)

〒980-0804 仙台市青葉区大町2-3-11

仙台大町レイトンビル4階

新里・鈴木法律事務所

申立人ら手続代理人 弁 護 士 太 田 伸 二

電話番号 022-263-3191

FAX番号 022-263-3192

(別紙)

代理人目録

- 〒980-0804 仙台市青葉区大町2-3-11 仙台大町レイトンビル4階
新里・鈴木法律事務所
弁護士 太 田 伸 二
- 〒980-0812 仙台市青葉区片平1-2-38
チサンマンション青葉通り801
佐藤由紀子法律事務所
弁護士 佐 藤 由 紀 子
- 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-20 シエロ広瀬通ビル5階
アネスティ法律事務所
弁護士 須 田 晶 子
- 〒980-0065 仙台市青葉区土樋1-10-12 広瀬ニューライフ501
小島智法律事務所
弁護士 小 島 智
- 〒982-0011 仙台市太白区長町1-5-6 アイビル403
仙台長町法律事務所
弁護士 飛 澤 聡 美
- 〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-3-20 肴町ビル2階
仙台中央法律事務所
弁護士 宇 部 雄 介
- 〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-4-20
佐々木・笠原法律事務所
弁護士 小 山 悠

- 〒980-0065 仙台市青葉区土樋1-10-12 広瀬ニューライフ501
小島智法律事務所
弁護士 細 矢 智 史
- 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-11-12
プレジデント一番町208
法律事務所あかり
弁護士 相 崎 豪
- 〒980-0021 仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル14階
弁護士法人平松剛法律事務所 仙台事務所
弁護士 岩 倉 匠 未
- 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-11-12
プレジデント一番町306
十河・渡部法律事務所
弁護士 山 下 将